

NEWSLETTER No.24

発行元：一般社団法人日本語学校ネットワーク 住所：東京都新宿区下宮比町 2-28-214



2018年12月 勉強会：新たな在留資格について

代表理事挨拶

2018年度は、まさに激動の一年でした。新しい在留資格（特定技能）導入が決定され、深刻な人手不足と認められた14の業種に限り一定の技能を持つ外国人材を5年間で34万人以上を受け入れる見込みであると発表されました。これまで受け入れを拒んできた高度人材ではない外国人材の受入れに踏み切ったというわけです。これに対応するためか法務省の内部部局であった入国管理局が、外国人関連の行政事務を併せて管轄する法務省の外局、出入国在留管理庁となりました。その他にも次々に新しい施策が発表されていますが、「外国人材の受入れ・共生のための



代表理事 大日向和知夫

総合的対応策」もその一つです。同対応策には、「日本語教育機関の質の向上・適正な管理」が謳われており、日本語教育機関に対するこれまで以上に厳しい管理が述べられています。

>>> 次項へ続く

Key Words

特定技能

特定産業分野（14分野）に関し、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材の就労を目的とした新たな在留資格。受入れ見込数は5年間で最大約34万人を目安とする。

●特定技能1号：

1年、6月、4月ごとの更新、通算上限5年まで
技能試験、日本語基礎テストA2以上・日本語能力N4以上（技能実習2号修了者は免除）
受入機関又は登録支援機関による支援の対象

●特定技能2号：

3年、1年、6月ごとの更新
試験等で技能水準確認
要件を満たせば家族の帯同可
※2号は現時点で建設、造船・船用工業の2分野のみ

出入国在留管理庁

政府が進める外国人労働者の受入れ拡大に対応するため、2019年4月より法務省の外局として設置（法務省入国管理局は廃止）。地方出入国在留管理庁として出入国在留管理庁の地方支分部局となる。
初代長官には女性の佐々木聖子入国管理局長が就任。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

首相官邸で行われた「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第3回）」にて閣議決定された126の施策。
外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備の推進を目指すためのもの。
日本語教育機関の質の向上・適正な管理（施策番号56から60）として、新たな抹消の基準に留学生の日本語能力に係る試験の合格率等による厳格な数値基準の導入を検討するなど盛り込まれている。

一方、地方公共団体や関係省庁からも新たな外国人人材の受入れのための対応策も発表されています。異口同音に日本語教育の重要性が述べられているにもかかわらず、私たち日本語学校の存在が無視されているかのような扱いです。短期間でこれだけの数の外国人人材が入国し、共生を始めるなかで、その日本語教育を担うのは、教師、教育施設、多言語サポートスタッフや運営ノウハウをもつ私たち日本語学校こそが中心となるべきであると思います。一部の日本語学校が惹き起こした不祥事が原因となり、マスコミや行政の日本語学校に対する評価が著しく低いのでしょうか。

2018年度のネットワークの主な活動は、新たな在留資格「特定活動」への対応、関係省庁への提言、他の日本語学校関連団体との連携の模索が、中心となりました。一社)日本旅館協会とは、「特定活動」人材の輩出、受入に関する連携の話し合いが進んでいます。山下貴司法務大臣との面会では、一社)全国日本語学校連合会(JaLSA)、一社)全国各種学校日本語教育協会(全各日協)、及び一財)日本語教育振興協会内の日本語教師の会と連名で意見書を提出することができました。ゴールまでの道筋はまだまだ多難ですが、若手理事の精力的な働きもあり、一定の成果が表れつつあると自負できる一年でした。

2019年は、新たな外国人人材受け入れ元年となる年です。たくさんの課題がありますが、色々な議論を交わしながら、私たち日本語学校全体の充実と発展に寄与できる活動をする所存です。そして私たち日本語学校の充実と発展こそが、新たな外国人人材の受入れに必要なことを関係機関に発信していきたいと思います。

今年度もどうかよろしくお願いたします

代表理事 大日向和知夫



2018年11月 馳浩議員へ要望書提出



2018年10月 勉強会：新たな在留資格について



2019年3月 日本語教育研究会：池上彰氏講演



2019年5月 山下法務大臣へ意見書提出

告示基準の改正案

日本語教育機関の告示基準の一部改正についての意見募集(2019年4月26日付)。留学生の資格外活動内容の届出、日本語能力に係る試験の合格率等の結果の公表、告示基準の点検結果の報告、出席率の報告、抹消の基準の追加等。パブリックコメントによる意見募集が終了し、近々改正が行われる見込み。

日本語教育推進法

文科大臣経験者等、超党派による議員立法(2019年6月21日可決、成立)。

日本語教育の推進を国や地方自治体の責務とし、企業には雇用する外国人やその家族への日本語教育の機会の提供を努力義務とすることや、法制上及び財政上の措置を講ずることなどを明記している。

文部科学省や外務省など関係機関は「日本語教育推進関係者会議」を設け、日本語教育関係者、日本語学習者双方の当事者や専門家から意見を聴いたうえで、教育環境の整備に取り組む。

CEFR(セファール)

外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠(2001年欧州評議会)。言語熟達度を基礎段(A1,A2)、自立(B1,B2)、熟練(C1,C2)とA1からC2の6等級に分ける。国際交流基金がCEFRの考え方を基礎に「その言語を使って、具体的に何が出来るか」(課題遂行能力 Can-do方式)によりJF日本語教育スタンダードを策定。

※特定技能1号の海外での日本語能力判定試験である「日本語基礎テスト」もCEFRの考え方に基いている。

規制改革推進会議

内閣府に設置されている政策会議。

第43回の会議において、日本で働く外国人材への就労のための日本語教育の枠組み整備に関する意見が議論され、「現在の日本語学校は、留学生を高等教育機関へ入学させることを主な目的としており、就労目的の日本語教育を担う組織として必ずしも相応しくない。」との意見が出された。

活動記録

2018年（平成30年）

5月 朝日新聞東京本社社会部の取材を受け、日本語学校および日本語学校の留学生について説明

5月 「日本語教育推進議員連盟」10回総会 傍聴

6月 第四回社員総会および全体会開催（於：中央大学駿河台記念館）

6月 勉強会

①「日本語教育推進基本法」（仮称）の成立過程とその背景

日本語ぷらっと代表幹事 石原 進氏

②「日本語教育推進基本法」（仮称）の制定に向けて

日本語教育推進議員連盟事務局次長 参議院議員 里見 隆治氏

8月 （一財）日本語教育振興協会評議員、（一社）全国各種学校日本語教育協会理事と今後の活動の連携についての話し合い

9月 第9回 日本語教育推進会議（文化庁）出席

10月 情報交換会：10月生認定書交付状況について

勉強会：新たな在留資格について①

11月 馳浩議員に「日本語教育推進基本法（仮称）の早期成立の要望書」提出（⇒P.4 参照資料）

11月 国民民主党のヒアリングにて、日本語教育機関の活動を紹介

中川 正春議員に「日本語教育推進基本法（仮称）の早期成立の要望書」提出

里見 隆治議員に「日本語教育推進基本法（仮称）の早期成立の要望書」提出

石橋 通宏議員に「日本語教育推進基本法（仮称）の早期成立の要望書」提出

11月 「日本語教育推進議員連盟」11回総会 傍聴

11月 勉強会：新たな在留資格について②

（一社）日本旅館協会佐藤専務、株）ザイマックス小野部長、朝日新聞高野記者、NHK 佐伯記者より特定技能について、それぞれのお立場からのご意見をご講話いただく

忘年会（於：楊家四川料理）

12月 外国人の受け入れ・共生のための総合的対応策についての意見募集



2018年6月 勉強会 里見議員講演



2018年11月 国民民主党ヒアリング



2018年12月 忘年会

2019年（平成31年／令和元年）

1月 外国人の受け入れ・共生のための総合的対応策についての意見をまとめ、日本語教育推進議員連盟の主要議員、法務省、文部科学省、文化庁、マスコミ、山下法務大臣等へ提出

3月 （一社）全国各種学校日本語教育協会と共催でシンポジウム「多文化共生社会における日本語教育の役割」を開催（於：日暮里サニーホール）

3月 中川正春議員の呼び掛けで、佐々木聖子入管局長と日本語学校各団体が告示基準の改正案についての意見交換

5月 山下法務大臣と面談し、告示基準の改正についての意見書提出（⇒P.5 参照資料）

5月 法務省ヒアリングにて告示基準の改正案についての疑問点を質問

5月 第43回規制改革推進会議についての意見書提出（⇒P.4 参照資料）

6月 第五回社員総会開催予定（於：中央大学駿河台記念館）

参照資料

「第43回規制改革推進会議についての意見書」

内閣府
規制改革推進会議
議長 大田 弘子 様

令和元年5月20日

一般社団法人日本語学校ネットワーク
代表理事 大日向 和知 様



第43回規制改革推進会議についての意見書

私ども日本語学校ネットワークは、1997年に都内の日本語学校が中心となり結成され、2014年より一般社団法人として活動して参りました。日本語学校生の地位向上と教育環境の向上を設立趣旨としており、これまで関係機関への提言や発信および会員校同士の情報交換・啓蒙活動を行ってまいりました。

(当団体については、<https://www.nihongonetw.com/> をご参照ください。)

さて、第43回規制改革推進会議の議事概要が公表されましたが、議題1. 日本で働く外国人人材への「就労のための日本語教育」の枠組み整備に関する議事概要についての意見は概ね賛同できるものと見られます。しかしながら当該議事概要に記載されている「現在の日本語学校は、留学生を高等教育機関へ入学させることを主な目的としており、就労目的の日本語教育を担う組織として必ずしも相応しくない。」との意見は事実確認であり、誤った認識に基づき合理的でない施策を取りうることを危惧しております。

日本語学校に在籍する留学生の勉学目的は多様化しております。日本語学校を経て、高等教育機関へ入学する者も多数ありますが、同時に日本語学校卒業後に直接就職している留学生も増加しています。独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が行った平成29年度外国人留学生進路状況調査結果によると国内の大学等を卒業した留学生の就職者（国内）が、16,242人であるのに対して日本語学校（日本語教育機関）を卒業して就職した者（国内）は、2,945人に上ります。即ち留学生の国内就職者の合計19,187人のうち15%強が日本語学校出身者であるということです。

日本語学校は、多様化する留学生の勉学目的に対応して日本語学校自身も多様化しており、就労を含む多様な目的に応じて日本語教育を行っていることの証左であります。

このような実績を鑑みれば外国人就労者および就労を目指す外国人への日本語教育にも十分に対応できる組織といえます。改革案の中では、「多文化共生総合相談フロンティア」に日本語教育機能を設けることが提案されていますが、日本語学校を活用することにより、既にある様々なリソース（教師、教育施設、多言語サポートスタッフや運営ノウハウなど）が利用可能なため、より迅速に、効率よく目的を達成できると思料します。

貴職に於かれましては、就労のための日本語教育において、日本語教育機関は、その受け皿としての実力と実績があることをご認識頂きたくお願い申し上げます。

以上

参照資料

「日本語教育推進基本法（仮称）の早期成立の要望書」

日本語教育推進議員連盟
事務局長 馳 浩 殿

平成30年10月30日



一般社団法人全国各種学校日本語教育協会
理事長 堀 道夫 様



一般社団法人日本語学校ネットワーク
代表理事 大日向 和知 様

日本語教育推進基本法（仮称）の早期成立について（要望）

謹啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

私ども日本語教育機関関係者は、日本語教育推進議員連盟のヒヤリングを通じて、日本語教育環境の整備の重要性を表明してまいりました。

この度、「日本語教育推進基本法（仮称）」の制定を目指して、本臨時国会に提出する予定と伺っております。

私ども日本語教育機関関係者は、日本語教育に関する施策の推進が我が国において喫緊の課題であると考えますので、このたび議員立法として国会に上程される「日本語教育推進基本法（案）」の早期成立を強く要望いたします。

何卒お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

参照資料
「告示基準改正案についての意見書」

2019年5月13日

社団法人 山下 貴司 様

日本語教師の会 代表 奥田 新之
一般社団法人 全国日本語学校連合会 理事長 荒木 幹米
一般社団法人 全国各種学校日本語教育協会 理事長 堀 道夫
一般社団法人 日本語学校ネットワーク 代表理事 大日向 和知夫

本日は、ご多忙のところお時間を頂き、誠にありがとうございます。今般の日本語教育機関告示基準改正が不適正な日本語教育機関の排除、並びに管担保を旨とするところに大いに賛同し、改正後の施策効果に期待するものです。そのため、さらに真摯に聞きたる施策が展開されるよう、この貴重な機会に、日本語教育機関の立場から下記3点について申し上げます。

記

1、日本語教育機関告示基準改正案について

(1) 改正案第1条第1項第45号において、日本語能力に係る試験の合格平等の結果を地方出入国在留管理局に報告することとされており、実施にあたり、以下4点に對する配慮が必要であると思料する。

- ① 日本語教育機関に在籍する留学生の留學目的は多様であることから、日本語能力等の受験を望まない留學生も多数存在する。これらの留學生に對して一律にテストの受験を義務付けることになることから、受験の際の費用負担等についてご配慮したい。
- ② 試験結果は、個人情報のため日本語教育機関に結果開示の強制力がないので、「十分な配慮を願いたい。
- ③ 日本語教育機関の教育の質の向上については、国際的競争力獲得による優秀な留學生の誘致を旨とし、より適切で充実した内容となるべく、法務省がイニシアチブを取り関係省庁に對して働きかけていただきたい。
- ④ 本件の効果測定と結果の公表をしていただきたい。

「告示基準改正案についての意見書」

- (2) 日本語教育機関の質の向上・適正化を目的とするため従来に比べて、より多くの報告義務が課せられることとなる点は、賛同できる。しかし報告書形式等の統廃合により、日本語教育機関の負担軽減をば望むべきではない。
- 例えば、改正案第1条第47号の6か月毎の出席率と現在5月、11月に行っている定期報告等については、1回にするなど簡素化をお望みしたい。
- (3) 新しい告示基準が実際に機能すべく、改正案第1条第46号にある告示基準の適合性の点検の徹底を図っていただきたい。
- (4) パブリックコメントに對し、意見を提出するにあたって、告示改正案に不明確な部分があるため、添付資料1の質問に回答をいただきたい。

2、日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」について

(1) 規制改革推進会議(平成31年4月22日)の意見書の記載内容に日本語教育機関に對する認識に誤りがある。即ち日本語教育機関に在籍する留學生は多様化しており、日本語教育機関を経て、直接就職している留學生が増加している現状を把握していないと思われる。(添付資料2参照)

外国人材受け入れや共生の為の施策を主導する立場の出入国在留管理局は、日本語教育機関に在籍している留學生からの就労要請審査への在留資格変更等の申請を作成するなどして公表し、規制改革推進会議等関係機関が正しい認識を持つよう努めることを要望する。

(2) 日本語教育機関は、日本での就労を目指す外国人の日本語教育の受け皿として、大きな潜在力を持っているため、それを活用する法整備を要請する。

3、日本語教育機関(語学学校)の特徴について

語学教育は、学問教育を行う一般的な学校の教育と異なる。海外の語学留学同様、現場には未習者、既習者が入り混じっているために、学習者は、自らの希望の日本語レベルに到達すると学習を終了する。そのため、コース全体の修業期間の終期まで在籍しない場合も多いという特徴がある。大半がOJCD出身者ほどその傾向が強いので、中途者が多いことをもって学校の履修は問えない。一方、本邦では修業期間の終期まで在籍しない学生は中途退学者として扱われるが、こうした学生は、卒業を中途で放棄したわけではなく、当初に設定した自己の目的を達成した学生である。むしろ学生ニーズへの柔軟な対応が、国際的な質の方向性であることを認識したい。

(添付資料「日本語教育機関が行う語学教育」参照)

以上

特別会員様のご紹介

今年度より、株式会社ヒューマンパワー様、株式会社グローバルトラストネットワークス（GTN）様が特別会員として加入されました。



代表取締役社長 新井 永鎮

即戦力の外国人人材を育て、雇用企業の成果に直結させます
株式会社ヒューマンパワーは優秀な外国人材の派遣、紹介業を中心に、企業様の海外進出、社内の活性化などのお手伝いをさせていただいています。グループ企業である「赤門会日本語学校」で、外国人への日本語、ビジネスマナー、IT教育に力を入れ即戦力となる人材の育成を行っております。また、企業様のニーズに合わせた研修なども各種実施し、外国人材獲得のためのリスクを軽減し、日本人社員と外国人社員の共存を目指しています。

humanpower.co.jp

特定技能の登録支援機関に認定されました（19登-000048）

外国人が日本にきてよかったをカタチに

株式会社グローバルトラストネットワークス（GTN）は世界中の日本を目指す外国人、並びに在留外国人に対して住居、モバイル、生活インフラ、留学、お仕事、金融サービスなどの生活総合支援企業です。
この度、GTNは特定技能の登録支援機関の認定を受けました！
これまで培った経験を基に、さらに外国人材活用の支援を強化し、日本社会の国際化における新たな基盤づくりに貢献いたします。

代表取締役社長 後藤 裕幸

gtn.co.jp



編集後記

活動記録を見ると、この1年間に目まぐるしくいろいろなことがあったのが分かります。そして、業界が一枚岩でないことについて、いろいろな人が問題意識を持ち、それが1つの流れとなって動き出しかけてきたことに希望が見えてきたようにも思います。今後も、日本語教育推進法成立に伴い、附則に書かれた事項の検討開始、特定技能への資格変更や新規来日の本格化、告示基準の改正に伴う様々な施策の具体化など相変わらず大きな変化が予想されます。我々がどう生き残りを図り、社会の中で存在感を示していくことができるのか、その解がこの1年間で見えてくることを願ってやみません。

理事 谷、本田

登録支援機関

特定技能1号外国人の受入れ機関との支援委託契約により、「支援計画」に基づく支援の全部の実施を行う機関。

支援計画の内容：

①事前ガイダンス②出入国する際の送迎③住居確保・生活に必要な契約支援④生活オリエンテーション⑤公的手続等への同行⑥日本語学習の機会の提供⑦相談・苦情への対応⑧日本人との交流促進⑨転職支援⑩定期的な面談・行政機関への通報

●登録を受けるための基準

①機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）

②外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

※登録機関数 750（2019年6月20日現在）

一般社団法人日本語学校ネットワーク
https://www.nihongonet.com/



ご意見、ご質問、
会員加入希望等、こちらまで
networkalao@gmail.com

